

令和3年4月19日

保護者の皆様へ

小郡市教育委員会
教育総務課長
学校教育課長

モバイルルーターの無償貸与について

保護者の皆様には、日頃より、小郡市の学校教育活動にご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

小郡市では、1人1台タブレット端末を家庭学習において活用していくため、インターネットへ接続できる環境を整えることが困難なご家庭に、モバイルルーターを無償貸与することとしました。

つきましては、下記内容についてご確認いただき、貸与を希望する場合は必要書類を提出していただきますようお願いいたします。

記

1. 貸与の対象について

小郡市立小・中学校に在籍する児童生徒のうち、家庭内においてインターネットへの接続環境を整備することが困難なご家庭

2. 貸与品について

モバイルルーター及びその付属品 ※箱に入った状態で貸与します。
(モバイルルーター本体・電池パック・ACアダプタ・microUSBケーブル・取扱説明書)
※管理番号を記載したシールを貼付けていますので、はがさないでください。
※SIMカードは含まれません。通信契約及び通信費は各家庭でのご負担となります。

3. 貸与期間

令和3年度の3月末日（土・日曜日及び祝日を除く。）

但し、最終学年（小学校6年生及び中学校3年生）にあっては、卒業日の前日まで

4. 遵守事項の確認及び貸与申請書の提出について

別紙の「モバイルルーター貸与に係る遵守事項」についてご確認いただき、「モバイルルーター貸与申請書」に必要事項を記載の上、小郡市教育委員会教育総務課（市役所西別館3階）へ提出をお願いします。

5. モバイルルーターの受け取り方法

モバイルルーター貸与申請書提出後、小郡市教育委員会から「学習用タブレット端末等貸与決定通知書」を送付しますので、通知書を持参の上、小郡市教育委員会教育総務課にお越しください。

6. モバイルルーターの返却について

- 以下に該当する場合は、速やかにモバイルルーターを返却してください。
 - ①転出等により、児童生徒が小郡市立小・中学校に在籍しなくなった場合
 - ②家庭においてインターネット環境が整備された場合
- モバイルルーター本体及びその付属品（箱・取扱説明書を含む）はすべて返却してください。（SIMカードの抜き忘れにご注意ください。）

7. モバイルルーターの故障・紛失・盗難等について

- モバイルルーターの故障や破損、紛失、盗難等の事由により、モバイルルーターの修理や交換が必要となった場合は、速やかに「学習用タブレット端末等紛失・盗難・毀損届」を教育委員会教育総務課に提出してください。
- 故障と判断しても、勝手に修理はしないでください。
- 通常の使用におけるモバイルルーターの故障や破損による修理・交換に係る費用は、原則市が負担します。ただし、故意による故障・破損の場合は、保護者の方に実費を負担していただくことがあります。
- 紛失によるモバイルルーターの交換費用は、保護者の方に実費を負担していただきます。
- 盗難によるモバイルルーターの交換費用は、警察による被害届の受理など、盗難であることが明らかな場合を除き、保護者の方に実費を負担していただきます。

【本件問合せ先】

小郡市教育委員会 教育総務課 教育総務係
TEL：0942-72-2111（内線 562）
FAX：0942-73-5860